

令和3年第2回(定例)  
須恵町議会会議録

令和3年6月3日

令和3年6月7日

令和3年6月10日

議会事務局

# 目 次

第 1 号 ( 6 月 3 日 )

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
町 長 諸 報 告	5
教育行政報告	8
議 会 報 告	10
議案第 25 号	11
議案第 26 号	13
議案第 27 号	14
議案第 28 号	15
議案第 29 号	16
議案第 30 号	17
議案第 31 号	19
議案第 32 号	19
議案第 33 号	20
議案第 34 号	21
議案第 35 号	22
議案第 36 号	22
議案第 37 号	24
議案第 38 号	25
議案第 39 号	26
議案第 40 号	27
議案第 41 号	27
報告第 3 号	28
報告第 4 号	28
報告第 5 号	30
散 会	30

第 2 号 ( 6 月 7 日 )

議 事 日 程	31
本日の会議に付した事件	31
出 席 議 員	31
欠 席 議 員	31
議会事務局職員出席者	31
説明のため出席した者	31
開 議 宣 言	33
2 番 議員 男澤 一夫、1 4 番 議員 今村 桂子	33
1 番 議員 白水 春夫	39
1 4 番 議員 今村 桂子	41
散 会	46

第 3 号 ( 6 月 1 0 日 )

議 事 日 程	47
本日の会議に付した事件	47
出 席 議 員	48
欠 席 議 員	49
議会事務局職員出席者	49
説明のため出席した者	49
開 議 宣 言	50
議案第 2 5 号	50
議案第 2 6 号	50
議案第 2 7 号	52
議案第 2 8 号	53
議案第 2 9 号	54
議案第 3 0 号	56
議案第 3 1 号	56
議案第 3 2 号	57
議案第 3 3 号	58
議案第 3 6 号	59
議案第 3 7 号	60
議案第 3 8 号	60
議案第 3 9 号	61
議案第 4 0 号	62

議案第 41 号	63
発議第 2 号	64
発議第 3 号	65
発議第 4 号	65
委員会の閉会中の継続調査について	67
議員の派遣について	67
閉 会	68

議事日程(第1号)

令和3年6月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第25号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第12号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第26号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 8 議案第27号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 9 議案第28号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について
- 日程第10 議案第29号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第11 議案第30号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 日程第12 議案第31号 須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第32号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第34号 須恵町固定資産評価員の選任について
- 日程第16 議案第35号 須恵町教育委員会教育長の任命について
- 日程第17 議案第36号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第37号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第38号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第39号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第40号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 日程第23 報告第 3号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について
- 日程第24 報告第 4号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

日程第 2 5 報告第 5 号 令和 2 年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第 2 5 号 令和 2 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 2 号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第 2 6 号 令和 2 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第 2 7 号 令和 2 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 9 議案第 2 8 号 令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
- 日程第 1 0 議案第 2 9 号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 1 1 議案第 3 0 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 日程第 1 2 議案第 3 1 号 須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 3 2 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 3 3 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 5 議案第 3 4 号 須恵町固定資産評価員の選任について
- 日程第 1 6 議案第 3 5 号 須恵町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 1 7 議案第 3 6 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 3 7 号 令和 3 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 3 8 号 令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 3 9 号 令和 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 4 0 号 令和 3 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 4 1 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 2 3 報告第 3 号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

日程第24 報告第4号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

日程第25 報告第5号 令和2年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

---

出席議員（13名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	8番	世利孝志
9番	三角栄重	10番	猪谷繁幸
11番	田ノ上真	12番	田原重美
13番	三上政義	14番	今村桂子
15番	松山力弥		

---

欠席議員（1名）

7番	児玉求
----	-----

---

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
上下水道課長	稲永勝章	税務課長	合屋真由美
まちづくり課長	吉川聡士	社会教育課長	安河内ひとみ
住民課長	百田敦	子ども教育課	吉本孝治
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。第2回定例会でございますけれども、今回も福岡県は緊急事態宣言中でございますので、執行部におかれましては議案に関係ある課長、その他の方でございますけれども、必要な方だけ参加していただきますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

それでは、開会前に広報委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和3年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで、児玉求君より本定例会の会期中の会議及び各委員会等について欠席の届けがあっておりますので、御報告いたします。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議員（13番 三上 政義） おはようございます。令和3年第2回定例会議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

5月27日午前10時及び本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、令和3年第2回定例会の運営について協議いたしました。

今回提出された議案は、本日追加した議案1件を合わせ20件、町長諸報告4件、教育行政報告、閉会中の組合議会報告2件でございます。

会期は、本日6月3日から10日までの8日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会8件、文教厚生委員会4件、予算審査特別委員会3件で、議案第34号及び第35号の人事案件については、本日提案後、採決といたします。

なお、総務建設産業委員会付託の議案第31号については、両常任委員会の協議により文教厚生委員会も審査に参加する連合審査としております。

次に、日程について、本日、当初本会議、7日午前9時から一般質問、終了後、全員協議会、8日10時から予算審査特別委員会、終了後、工事施工案件説明、終了後、各常任委員会を開催いたします。10日10時から最終本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を本日から6月10日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を本日から6月10日までの8日間と決定しました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、12番議員、13番議員を指名します。

---

### 日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。6月定例会を招集いたしましたところ、残念ながら児玉議員が病欠ということですが、多数の議案がございますので、慎重審議よろしくお願いいたします。

それでは、諸報告をさせていただきます。

#### **新型コロナウイルスワクチン接種事業について**

まず、初めに新型コロナワクチン接種事業についてでございますが、須恵町の新型コロナウイルスワクチン接種は6月1日から地域活性化センター（オイコス）で集団接種が始まっております。個別接種につきましても、町内各医療機関の協力により順次開始されているところでございます。

もとより、本町は5月中旬には接種できるように体制を整えておりましたが、予定したワクチンが納入されなかったため、やむを得ず6月からの接種開始に変更となりました。

まずは、75歳以上の方を優先として接種券を送付し、1回目の予約を5月18日に、65歳から74歳の方に対しましては、5月末に接種券を送付し、6月2日に2回目の予約受付を行いました。コールセンターはなかなかつながりにくい時間帯があり、皆様には大変御迷惑をおかけいたしましたけども、ウェブ予約のほうはスムーズに予約が取れる状況で、大きな混乱もなく定員に達し、受付終了いたしております。

今後も集団接種の予約は定期的に行い、また希望される医療機関については町のウェブ予約システムで予約できるように構築し、町民の方々が選択肢が広がるように利便性を高めてまいりたいと考えております。

国から65歳以上の高齢者に7月末までに2回の接種を終えるように要請を受け、須恵町としましては、構築済みのスケジュール等の見直しを行い、医療機関及び医療従事者の協力を得て、集団接種での接種回数を増やし、また新しく開業されたクリニックの個別接種への新たな協力など、高齢者への接種回数を増やし、希望される方が接種できるように再構築いたしました。

ワクチンにおいては、国の配分計画では、本町の65歳以上の高齢者約8,000人の方が2回接種できるワクチン数は確保できております。

このところ、各自治体において間違い接種が報告されておりますが、本町においてはそのようなことがないように、基本的な接種の流れに沿って必要な確認を行い、徹底した予診後に接種、発生防止に努め、町民の安全を守りながら接種を進めていきたいと考えております。

集団接種会場においてアナフィラキシー等の症状が発生した場合には、適切な初期対応を行い、救急搬送が必要な場合には、粕屋南部消防署と連携を取ってまいります。

また、当日のキャンセルや熱や問診で接種できなかったことによる余剰となったワクチンにつきましては、須恵町の公的な職に従事していただいております民生児童委員さん、行政区長さんの65歳以上の方々に連絡をし、接種していただきます。しかし、緊急な対応が必要な場合は、集団接種に従事する職員等に接種し、貴重なワクチンを無駄にしないよう努めてまいります。

なお、6月1日には2名のキャンセルが発生いたしましたので、民生委員さんのほうに御連絡を申し上げ、接種していただいております。

今後は、国が示す優先接種に従い、基礎疾患をお持ちの方、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の方を優先とし、順次接種できるようにし、来年の2月末には、ワクチン接種を希望する16歳以上の方が接種完了し、安心して暮らせる日常が迎えられるようにこの事業を進めてまいります。

なお、16歳以上と言っておりますけれども、国のほうが12歳以上ということで、今そのスキームをつくっておりますので、そうなった場合にはまたこの場を借りて議会のほうに報告申し上げたいと思います。

最後に、ワクチン接種会場のオイコスは、コミュニティバスの全路線がオイコスに停車いたします。このバスは、先日の臨時議会において議員各位の了解を頂き、議決頂きまして、6月1日より年度末、3月31日まで無料で運行いたします。接種会場にお越しの方、それ以外の方々についてもどしどしこのコミュニティバスを利用していただきたいと考えております。

#### **新型コロナウイルスPCR検査の体制強化について**

次に、新型コロナウイルスPCR検査の体制強化についてでございます。

5月のゴールデンウィークを過ぎた頃から、町内の小中学校で新型コロナウイルスの陽性者が数件発生しております。それに伴いまして、学級閉鎖及び保健所からのPCR検査を実施しております。

現在のところ、幸いにも学校内での広がりはありませんが、学級閉鎖となり子どもたちの学ぶことができない影響をなるべく少なくするために、PCR検査体制の強化が必要であると考えております。

本町におきましては、今後、保健所等のPCR検査遅延等による影響を最小限に抑止するため、町独自でPCR検査簡易キットを備蓄し、必要に応じ学級閉鎖等の判断を迅速に行えるように体制を整えてまいります。

また、学校のみならず、役場あるいは公共施設や町内事業者等のクラスター発生防止等にも活用できれば、さらなる効果が期待できると思っております。ワクチン接種を含めた感染拡大防止は本町の最大事業でございますので、今後もあらゆる対策を検討してまいります。

### **防災体制の充実強化について**

次に、防災体制の充実強化についてでございます。

避難勧告を廃止し避難指示に一本化するなど、市町村が発表する避難情報の大幅な変更につながる災害対策基本法が改正され、5月20日から施行されております。

避難勧告と指示に関する同法の規定が見直されるのは1961年の制定以来初めてということもあり、各市町村は国が示した指針に基づき、地域の実情に応じた各種防災計画の見直しが大幅に求められることとなりました。

これを受けまして、当町におきましては総務課内に防災士資格を取得した職員を配置して防災対策室を設置し、災害対策基本法の改正に基づいた地域防災計画、ハザードマップ等の見直し作業に着手しているところでございます。

また、法改正に基づく避難指示等の増加に対応するため、指定避難所を受け持つ自主防災組織へ補助金の増額を行います。

加えまして、指定避難所となっております公民館の改修や防災倉庫等を設置し、装備関係の資材、器材の充実をこれから図ってまいります。

近年の異常気象等を考えますと、防災体制の強化充実は行政機関に与えられました命題でございますので、今後も鋭意推進してまいります。

### **町立認定こども園等民営化に伴う運営法人の決定について**

最後に、町立認定こども園等民営化に伴う運営法人の決定についてでございます。

昨年度の12月議会において、事業者を公募により3月までに決定する旨説明しておりましたので、その結果を報告申し上げます。

令和4年4月1日に民営化となるアザレア幼稚園とれいんぼー幼稚園の運営法人が決定いたしました。

申込みは、2園合わせて延べ6法人あり、令和3年2月24日に書類審査による1次審査を実施しました。2次審査は、直前に1法人が辞退したため、延べ5法人で令和3年3月25日にプレゼンテーションにより実施しました。

その結果、アザレア幼稚園は古賀市を拠点とする社会福祉法人未来福祉会に決定し、れいん

ぼ一幼稚園は福岡市東区の社会福祉法人豊和福祉会に決定いたしました。

本年度の予定は、決定した運営法人と保護者会及び行政で組織する3者協議会を設置し移行後の運営について協議してまいります。

また、引継ぎのため合同保育を実施することで、運営法人に対して園児の理解や保護者の不安解消を図ってまいりたいと考えております。

今後は、決定した運営法人と公私連携協定の締結や園舎の有償貸付け及び土地の無償貸付けの契約締結を行ってまいります。

最終的には、令和4年3月までには、それぞれの運営法人が公私連携幼保連携型認定こども園の届出を県に提出し4月から民営化による運営開始となります。

これからもスムーズな移行に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係ある事項につきましては提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

---

#### 日程第4. 教育行政報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 皆さん、おはようございます。それでは、よろしく申し上げます。

議員の皆様も御存じのとおり、須恵町では昨年3月3日にコロナ感染予防のために小中学校の臨時休業を行いました。今年度になってからもコロナ感染拡大の勢いは衰えず、第4波を迎え、いまだに終息の見込みはできていない状況です。

これまで学校においては、コロナ感染予防対策のため、運動会や体育会、修学旅行などの学校行事の中止や縮小、音楽学習における合唱での発声自粛など、日常学習での活動規制を行ってまいりました。このことで、子どもたちは学習進度や受験に関わるストレスや不安の増加、人と人との関わりが量、質とも少なくなるなど、今までにない経験をしたのではないかと思います。

そこで、学校におけるコロナ対策に関わる今後の取組についてまず述べさせていただきます。

教育委員会では、町のコロナ対策本部からの助言と文部科学省のガイドライン、各学校の規模に応じて各学校が工夫した対応を行うことを基に、学校、園に対して指導助言を行ってまいりました。

令和3年度須恵町教育委員会施策において上げておりますが、重点目標の3に新型コロナ感染予防の徹底並びに子どもの学びの保障を掲げ対応していきます。具体的には、学校運営を徹底と工夫をキーワードに行っていきます。また、今までにないピンチであるけれども、これを千載一

遇のチャンスと捉え、教育現場にアフターコロナに向けた新たな学校の日常を生み出していく必要があります。そのために2つの取り組みをしていきます。

1つ目は、コロナ感染予防を意識した衛生管理の徹底と学習活動、活動内容の工夫です。福岡県では、5月以降、コロナ感染者の拡大により緊急事態宣言措置が出されるなど厳しい状況が続いております。学校では、3密を避ける、マスクの着用及び手洗いの手指衛生など基本的な感染対策である学校における新しい生活様式を徹底するとともに、須恵町の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どももの健やかな学びを保障していくようにしています。

2つ目は、感染症対策により、集まるということの基本とした学校運営の見直しを図るということです。今まで職員会議、学年会議、部門会議等、集まることによって意思決定をしてきました。この機会にリモート会議等、会議や研修の考え方や内容を見直し、不必要な集まるということを省いていくことが必要です。このことは、勤務時間削減の意味からも、教員の働き方を大きく変えていくことにもつながっていきます。

それでは、令和3年度の教育施策について説明いたします。

須恵町では、教育振興基本計画において、ゼロ歳から15歳、義務教育終了までの子どもたちを対象に、教育目標を感動・感謝・共感できる心の教育を推進していきます。そのために、教育者の温かいまなざしの下、子どもの特性に応じて見通しを持って指導をし、指導後の見取りと子どもを伸ばす評価を行い、徳・知・体のバランスの取れた指導を丁寧に行ってまいります。

さらに、学びをつなぐ意味からも、目指せ須恵中、須恵東中の3年生をスローガンに取り組んでまいります。

次に、目標達成のための重点施策について説明いたします。

今年度の重点施策は9点ありますが、その中から本年度新たに取り組むことや重点的に取り組むことの中から、須恵町学校ICT推進計画の着実な実施、不登校及び不登校兆候の児童生徒への対応の充実、キャリア教育の充実の3点に絞り、具体的に説明いたします。

まず、GIGAスクール構想を基にした須恵町学校ICT教育推進計画を立てました。推進計画では、須恵町学校ICT教育推進委員会を設置し、須恵第一小学校、須恵中学校を拠点校として本年度から3年計画で推進していきます。

ICT教育の推進を通して、子どもたちのタブレットリテラシーの定着と学力向上を目指していきます。特に、タブレットを利用した学習活動については、リモート学習の導入など教室で黒板を使って授業をするスタイルを大きく転換するものとなります。

また、一人一人の子どもたちが学習の習熟状況や自分のペースに応じた学習ができる個別最適化の学習が可能となります。

次に、不登校及び不登校兆候の児童生徒への対応の充実についてですが、各学校における不登校を生まない教育活動の充実は、一人一人の不登校児童生徒の要因分析を行い、学校とスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとが連携した個に応じた対応の充実や要保護児童対策地域協議会や生徒指導委員会といった組織的な取組の充実を図ってまいります。

また、本年度は学校を支援していくためにやまももルーム補助指導員やあすなろ教室指導員の家庭訪問による相談体制の充実にも努めてまいります。

さらに、キャリア教育の充実についてですが、福岡県の重点課題研究においてキャリア教育について取り組んでいる須恵中学校区では、今年度いよいよ最終報告会を迎えます。3年間の研究の成果を東中校区にも啓発していくとともに、立志式や職場体験等を通じたキャリア教育の充実を図ってまいります。

最後になりますが、今後も学校の教育活動を行う際は、新しい生活様式に留意して工夫、徹底して望むように指導助言を続けてまいります。そして、緊急事態宣言が解除されコロナが終息に向かい、新しい学校の日常の下、子どもたちにとって充実した教育活動が実施できるよう祈念しております。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

今後とも、議員各位の御理解と御支援をお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これより、教育長の教育行政報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

---

## 日程第5. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第5、これより議会報告に入ります。

閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） おはようございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会臨時会が開催されましたので、御報告いたします。

去る5月24日、令和3年第1回組合議会臨時会が開催されました。議事日程及び議員名簿につきましては、配付の資料のとおりとなっております。

日程第1、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議長の選出については、粕屋町、山脇秀隆議員。

日程第2、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会副議長の選出については、本町の田ノ上真議員が選出されました。

日程第6、議案第7号須恵町外二ヶ町清掃施設組合監査委員の選出については、篠栗町の古屋宏治議員の選任が全員賛成で同意されました。

以上、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 令和3年5月24日月曜日に行われました第2回（5月）粕屋南部消防組合議会臨時会について報告いたします。

消防組合臨時会の議事日程は、お手元の資料のとおりでございます。

日程第2、議長の選挙は、指名推選により、久山町の阿部文俊氏が当選されました。

日程第3、副議長の選挙についても、指名推選により、本町の松山力弥議長が当選されました。

議案第7号粕屋南部消防組合監査委員の選任同意について、監査委員の阿部寛治氏の任期満了に伴う後任委員の選任について議会の同意を求めるもので、志免町の丸山真知子議員が選任され、全員賛成で同意しました。

議案第8号粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、粕屋南部消防組合消防力整備計画に基づき、消防力増強を図ることを目的に条例の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第9号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、組合長及び副組合長が非常勤特別職で、かつ報酬が発生している場合の災害補償については条例で定めることとされているため、関係条例の整備を図るもので、全員賛成で可決しました。

議案第10号財産の取得について、粕屋南部消防組合第5次消防力整備計画に基づき整備を図るもので、契約の目的、支援車Ⅲ型購入、契約の方法、指名競争入札、契約金額、4,158万円、契約先、株式会社モリタ福岡支店となっており、全員賛成で可決しました。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

報告第3号及び報告第4号は、関連がございますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

## 日程第6. 議案第25号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第25号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） おはようございます。それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第25号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてでございます。

令和2年度予算につきましては、さきの3月議会に補正予算（第11号）を提出し、議決を頂いたところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるところでございます。

内容につきましては、令和2年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の一般会計補正予算（第12号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,843万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140億5,295万6,000円とするものでございます。第2項で、款項の区分及び金額は次のページの第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正第2条、地方債の補正は第2表地方債補正によるとしております。

2ページをお願いします。

まず、歳入の主なものから説明いたします。1款町税は、1項町民税、2項固定資産税の決算見込みから1億900万円の増額補正をしております。2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは3月末の交付決定額に合わせましてそれぞれ増額及び減額補正をしております。17款寄附金、篤志寄附金100万円の増額補正です。18款1項繰入金1億1,800万円の減額補正は、財政調整基金繰入金の減額です。21款1項町債3,313万7,000円の減額補正は、減収補填債の減額でございます。

4ページをお願いします。

歳出です。2款1項総務管理費100万円の増額補正は、篤志寄附金を財政調整基金に積み立てるものでございます。3款1項社会福祉費2,802万円の減額補正は、国民健康保険特別会計決算見込みによります繰出金の減額でございます。6款1項農業費280万円の減額補正は、農業集落排水事業特別会計の決算見込みによります繰出金の減額です。8款5項下水道費3,800万円の減額補正は、公共下水道事業特別会計の決算見込みによる繰出金の減額です。

13款1項予備費61万3,000円の減額補正は、収支調整による減額です。

5ページをお願いします。

第2表地方債補正変更でございます。減収補填債5,306万2,000円から1,992万5,000円へ限度額を変更するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第25号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

---

#### 日程第7. 議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第26号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。議案書の1ページをお願いします。

議案第26号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

この予算につきましては、3月議会に補正予算（第3号）を提出いたしまして、議決を頂いたところですが、その後、予算の補正が必要となりました。去る3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和2年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,748万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億5,326万円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いします。

まず、歳入からです。保険税の収納見込みや国県の補助金等の決定額等を決算見込みに近い形での増減補正を計上しております。主なものを申し上げます。1款1項国民健康保険税は、一般

被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の決算見込みから291万7,000円の減額補正を行っています。3款国庫支出金は、災害臨時特例国庫補助金が年度末に確定しましたので330万9,000円の増額補正をしております。4款県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定しましたので、それぞれ所要の減額を行い、全体で5,042万7,000円の減額補正です。

次に、3ページ、歳出です。各費目とも決算見込みにより増減補正を行っております。主なものを申し上げます。2款保険給付費につきましては、1項療養諸費から6項傷病手当金までをそれぞれの決算見込みにより不用額7,134万9,000円の減額補正を行っています。6款保健事業費につきましても、不用額315万6,000円の減額補正をしております。

以上報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第26号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第8. 議案第27号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第27号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第27号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。

令和2年度の須恵町公共下水道事業特別会計予算につきましては、3月議会に補正予算（第2号）を提出し、議決を頂いたところでございますが、その後、予算の補正が必要となったため、3月31日付で専決処分を行っておりますので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,420万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,365万3,000円とするものです。第2項款項の区分及び金

額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしています。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。1款1項負担金、補正額60万円の増額補正は、決算見込みによる増額です。2款1項使用料補正額2,460万円の増額補正も、決算見込みによる増額です。5款1項他会計繰入金、補正額3,800円の減額補正は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。8款1項町債、補正額140万円の減額補正は、借入れ実績による減額です。

3ページをお願いします。

歳出です。1款1項総務管理費、補正額150万円の減額補正は、負担金、補助及び交付金の決算見込みによる減額です。2款1項下水道事業費、補正額1,270万円の減額補正は、委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金及び需用費の決算見込みによる減額です。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正です。1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域関連公共下水道分限度額1億4,640万円を1億4,500万円に変更いたします。これは、工事量減による減額です。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第27号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号を総務建設産業委員会に付託します。

## 日程第9. 議案第28号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第28号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いします。

議案第28号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてでございます。

令和2年度の須恵町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、3月議会に補正予算（第1号）を提出し、議決を頂いたところでございますが、その後、予算の補正が必要となったため、

3月31日付専決処分を行っておりますので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ220万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,032万5,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてあります。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

2款1項使用料、補正額60万円の増額補正は、決算見込みによる増額です。

3款1項他会計繰入金、補正額280万円の減額補正は、一般会計繰入金収支調整による減額です。

3ページをお願いします。歳出です。

2款1項農業集落排水事業、補正額220万円の減額補正は、需用費及び委託料の決算見込みによる減額です。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第28号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第10. 議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第29号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋税務課長。

○税務課長（合屋 真由美） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第29号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律ほか令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例等の一部を改正する必要性が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めらるるものでございます。

今回の改正は、地方税法の改正により、各条文に規定される文言の整理、項ずれ等の整理を行っております。

主な改正点について説明いたします。

第1条では、住民税関連で、国外居住親族に対する扶養控除対象の見直し、寄附金税額控除における寄附金の範囲の見直し、扶養親族申告書や退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止、セルフメディケーション税制の5年間の延長、住宅ローン控除の控除期間13年間の特例の延長等に伴い、入居期間が令和4年末まで延長されるものなどでございます。

次に、固定資産税関連では、令和3年度が3年に1度の評価替えの年に当たりますが、宅地等の負担調整措置について現行の調整措置の仕組みを継続し、新型コロナウイルス感染症による社会経済や国民生活への影響を踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、課税標準額が増加する土地について、令和3年度に限り前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられるものがございます。

次に、軽自動車税関連では、環境性能割の臨時的軽減措置の期間を9か月延長、種別割のグリーン化特例の期限を2年間延長するものがございます。

次に、2条関係では、令和2年改正条例の法人の町民税の申告納付について、項ずれに伴う所要の改正でございます。

7ページをお願いいたします。

附則でございます。第1条で施行期日を、この条例は令和3年4月1日から施行するとし、第2号から第4号の規定につきましては、当該各号に定める日から施行するとしております。

次の8ページの第2条から第4条でそれぞれの経過措置を定めております。

以上、報告いたしまして、承認を求めるものがございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第29号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第11. 議案第30号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第30号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書は1ページをお願いします。

議案第30号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてでございます。

令和3年度予算につきましては、さきの3月議会に予算案を提出し、議決をいただいたところですが、その後予算の補正が必要となり、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和3年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ776万9,000を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億1,776万9,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

2ページをお願いします。

まず歳入から説明をいたします。

15款3項委託金400万円の増額補正は、福岡県知事選挙事務委託金です。

19款1項繰越金376万9,000円の増額補正は、前年度繰越金です。

3ページをお願いします。歳出です。

2款4項選挙費776万9,000円の増額補正は、福岡県知事・県議補欠選挙費で、選挙実施事務に係る人件費等の増額補正です。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第30号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号を予算審査特別委員会に付託します。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。休憩に入ります。

午前10時55分休憩

午前11時03分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第12. 議案第31号**

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第31号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第31号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてでございます。

須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由といたしまして、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、令和2年12月12日から施行されたことに伴い、当該条例を制定する必要性が生じたので、提案するものでございます。

内容といたしましては、須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における候補者の選挙運動による選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について、公費負担を行うことに関し、必要事項を定めるものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第31号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号を総務建設産業委員会に付託します。

---

**日程第13. 議案第32号**

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第32号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いします。

議案第32号須恵町手数料条例の一部を改正する条例についてです。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、令和3年9月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

改め文で説明いたします。2ページをお願いします。

別表中の1行目、通知カード交付手数料は、デジタル手続法の一部を改正する法律の一部の施行により、通知カードが廃止されたことに伴い、本町における手数料の規定が不要となったため、削除するものです。

同2行目、個人番号カード再交付手数料は、番号法の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカード再交付に係る手数料を定めることになり、本町における手数料の規定が不要になったため、削除するものです。

附則です。この条例は、令和3年9月1日から施行するとしています。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第32号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第14. 議案第33号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第33号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉川まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） 議案第33号工事請負契約の締結について、下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵第三小学校校舎外壁・防水等改修工事（第3期）、契約方法、指名競争入札、請負金8,650万4,000円、請負者、福岡県糟屋郡須恵町大字植木569番地2株式会社若杉建設代表取締役若杉啓文、契約保証の方法、契約保証金履行保証865万1,000円、条件、

工期は、契約の効力が生じた日から令和3年9月30日までとなります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第33号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第15. 議案第34号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第34号須恵町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第34号須恵町固定資産評価員の選任についてでございます。

須恵町固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方自治法第404条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、佐谷1502番地2、氏名、横山 剛、生年月日、昭和43年6月24日、52歳、任期は令和3年7月の1日からでございます。

提案理由の説明といたしましては、須恵町固定資産評価員合屋浩二氏が令和3年6月30日をもって辞任のため、その後任について提案するものでございます。

経歴については次ページに添付しておりますので、御参照ください。

よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第34号須恵町固定資産評価員の選任については、同意することに決定しました。

---

### 日程第16. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第35号須恵町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第35号須恵町教育委員会教育長の任命についてでございます。

須恵町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本議会の同意を求めます。

住所、宇美町宇美1丁目2番22号、安河内文彦、生年月日、昭和28年5月2日、68歳、任期、令和3年7月1日から令和6年6月30日まででございます。

提案理由の説明といたしまして、現教育長安河内文彦氏が令和3年6月30日をもって任期満了のため、その後任として再任を求めます。

よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第35号須恵町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

---

### 日程第17. 議案第36号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第36号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第36号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、一般会計補正予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,735万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億9,512万7,000円とする。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いします。

まず歳入からです。

14款2項国庫補助金6,989万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、個人番号カード交付事務費補助金、子育て世帯生活支援特別給付金事務費及び事業費国庫補助金、社会資本整備総合交付金を増額補正しています。

15款2項県補助金253万1,000円の増額は、風疹予防接種助成費県補助金、農業農村整備事業費県補助金、ブロック塀等撤去費県補助金、スクールソーシャルワーカー配置事業費県補助金、学校学習指導員等配置事業費県補助金を増額補正。

19款1項繰越金で、前年度繰越金493万7,000円を増額補正しています。

次に3ページ、歳出の主なものです。

2款1項総務管理費590万5,000円の増額は、文書管理事務のパートタイム会計年度任用職員の人件費、ふるさと応援寄附金事業、コミュニティバス運営事業、庁舎内水道水洗化事業。

3項戸籍住民基本台帳費172万6,000円の増額は、個人番号カード交付事務の会計年度任用職員の人件費等の増額補正です。

3款2項児童福祉費4,373万7,000円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金事業。

4款1項保健衛生費22万5,000円の増額は、予防接種事業。

6款1項農業費284万3,000円の増額は、農業集落排水事業特別会計繰出金、農業施設維持管理事業でため池劣化状況調査等業務委託料の増額補正。

8款2項道路橋梁費569万円の増額は、道路維持管理事業で道路用地取得費、交通安全施設維持事業でブロック塀撤去費補助の増額補正です。

5項下水道費308万2,000円の増額は、公共下水道事業特別会計繰出金の減額補正です。

9款1項消防費1,280万円の増額は、新型コロナウイルス対策事業。

10款1項教育総務費701万4,000円の増額は、新型コロナウイルス対応教育環境支援事業。

2項小学校費30万円の増額及び3項中学校費20万円の増額は、寄附により各小中学校の図書購入費を増額補正しています。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第36号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号を予算審査特別委員会に付託します。

---

### 日程第18. 議案第37号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第37号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第37号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、令和3年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億2,220万8,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次のページ、2ページをお願いします。

歳入でございます。

4款1項県補助金120万8,000円の増額補正は、特別調整交付金の追加でございます。

次に歳出です。

3ページをお願いします。

2款6項傷病手当金120万8,000円は、歳入の特別調整県交付金と同額の増額補正で、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の補正でございます。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第37号を文教厚生委員会に付託したいと

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第19. 議案第38号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第38号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第38号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,201万1,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算の補正、歳入です。

5款1項他会計繰入金、補正額308万2,000円の減額補正は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

7款2項還付消費税補正額309万3,000円の増加補正は、収入見込みにより増額するものです。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款1項総務管理費、補正額1万1,000円の増額補正は、消費税の修正申告に伴う補償、補填及び賠償金の増額です。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第38号を総務建設産業委員会に付託したい

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第20. 議案第39号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第39号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いします。

議案第39号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,594万3,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

3款1項他会計繰入金、補正額94万3,000円の増額補正は、一般会計繰入金の収支調整による増額です。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款1項総務管理費、補正額94万3,000円の増額補正は、消費税の修正申告による補償、補填及び賠償金及び公課費の増額です。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第39号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第21. 議案第40号

○議長（松山 力弥） 日程第21、議案第40号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いします。

議案第40号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和3年度須恵町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第4条に定めた基本的支出の予定額を次のとおりを補正するものです。

支出、第1款1項改良費、補正額1,007万円の増額補正です。これは、排水管等施設改良工事請負費及び下水道工事に伴う工事請負費の増額です。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第40号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第22. 議案第41号

○議長（松山 力弥） 日程第22、議案第41号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内社会教育課長。

○社会教育課長（安河内ひとみ） このたびは追加議案を提出させていただきましたこと、誠に申し訳ありませんでした。

議案第41号工事請負契約の締結について、下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、文化会館舞台照明改修工事、契約方法、随意契約指名型プロポーザル方式、請負金、1億1,286万円、請負者、福岡県福岡市中央区薬院3丁目1番24号パナソニックLSエンジニアリング株式会社九州支店支店長戸田庄一、契約保証の方法、契約保証金履行保証1,128万6,000円、条件といたしまして、工期は、契約の効力が生じた日から令和3年12月16日まででございます。

以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第41号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第23. 報告第3号

### 日程第24. 報告第4号

○議長（松山 力弥） 日程第23、報告第3号及び日程第24、報告第4号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について、以上、報告2件を一括議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第3号及び第4号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてでございます。

和解及び損害賠償額を決定することについて、町長の専決処分に関する条例第1号及び第4号の規定により専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。報告第3号、議案書の2ページをお願いします。

令和3年2月13日午後4時頃に、須恵町大字旅石917番地6地先、九州自動車道下の一級町道新原・荒尾線ボックスカルバート内の車道部を歩行中、グレーチング蓋の上に左足が乗った際に、当該蓋が腐食しており、左足が側溝内部に膝上部まで落ち、腐食した鋭利になったグレーチング端部で内側膝部及び腓腹部を切創、その他擦傷を負った事故につきまして、和解及び損害賠償の額を定めたものです。

損害賠償の額は5万6,986円で、和解の内容、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

事故現場は、ボックスカルバート内部へ流れ込んだ道路排水集水部であり、また上部の九州自動車道からの浸透水がボックスカルバート内ジョイント部から漏れており、湿った状態であった

ため、腐食しやすい環境でありました。本来であれば、現場状況に合わせた維持管理及び点検を行う必要がありましたが、それを怠っていたため発生したものです。

この事故に伴います須恵町の過失割合は100%でございますので、治療費及び慰謝料、通院にかかる交通費の計5万6,986円を賠償額といたしました。

相手との協議が整いましたことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、専決処分をしたものでございます。

賠償金につきましては、須恵町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険で全額を賠償しております。

なお、事故の原因となりましたグレーチングにつきましては、スチール製からステンレス製に取替え済みでございます。

次に、報告第4号でございます。議案書の2ページをお願いします。

令和3年3月18日午後3時50分頃に、須恵町大字旅石129番地80付近で、左折しようとしたコミュニティバスが一度で曲がりきることができずに一旦後退した際に、後方確認不十分であったため、コミュニティバスの後方で停車していた普通乗用車に接触し、フロントバンパー、ボンネット、ヘッドライト等を損傷させたものです。

損害賠償の額は53万5,200円で、和解の内容、和解及び損害賠償の相手方につきましては議案書記載のとおりです。

事故の原因としましては、コミュニティバスの運転手の後方確認が不十分であったため発生したものです。

この事故に伴います須恵町の過失割合は100%でございますので、修理代、代車費の計53万5,200円を賠償額といたしました。

相手方との協議が整いましたことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、専決処分をしたものでございます。

賠償金につきましては、須恵町が加入しております東京海上日動火災保険株式会社が引き受けている公用自動車損害保険で全額を賠償しております。

今後におきましては、このような事故がないように道路維持管理の徹底、また注意喚起いたしまして、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、報告済みとします。

## 日程第25. 報告第5号

○議長（松山 力弥） 日程第25、報告第5号令和2年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書1ページをお願いします。

報告第5号令和2年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり本議会に報告するものです。

次のページをお願いします。

令和2年度補正予算で承認いただいているものでございます。

4款1項保健衛生費新型コロナウイルスワクチン接種事業、翌年度繰越額2億4,000万6,620円、財源として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金2億1,260万4,000円、一般財源を2,740万2,620円。

6款1項農業費農業施設維持管理事業ため池ハザードマップ作成業務、翌年度繰越額669万円、財源として、農業農村整備事業費県補助金669万円。

総額2億4,669万6,620円を令和3年度に繰り越すものです。

以上、報告でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、報告済みとします。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月7日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時41分散会

---

令和3年 第2回(定例)須 恵 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和3年6月7日(月曜日)

議 事 日 程 (第2号)

令和3年6月7日 午前9時00分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出 席 議 員 (13名)

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稲 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	8番	世 利 孝 志
9番	三 角 栄 重	10番	猪 谷 繁 幸
11番	田 ノ 上 真	12番	田 原 重 美
13番	三 上 政 義	14番	今 村 桂 子
15番	松 山 力 弥		

欠席議員(1名)

7番	児 玉 求
----	-------

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	白 水 誠
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 長	諸 石 豊

福祉課長	今泉英明	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	吉川聡士	地域振興課長	平山幸治
社会教育課長	安河内ひとみ	監査委員	吉松辰美

午前9時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。本日、一般質問を行うわけでございますけれども、今回も、今日の質問者に関係のある執行部の方に出席いただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議員申し合わせにより、質問時間は答弁を含め1時間以内、質問回数は3回までとなっております。

最初の質問は、2名の議員から同一内容の質問通告がありましたので、共同質問の形式をとりたいと思います。

順番に発言を認めます。2番、男澤一夫君。14番、今村桂子君。

まず、2番、男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） おはようございます。2番議員、男澤一夫です。通告に従いまして、ふれあい公園（仮称）の今後は、ということで質問いたします。

令和元年度9月議会で公園整備の進捗状況を質問いたしました。町長は、山の神グラウンドの代替施設としてグラウンドゴルフ、そしてソフトボール場を計画していると答弁されました。

その後、令和2年3月議会での現場視察で、高速道路への飛球防止策が困難なため、ソフトボール場は造れないとの説明を受けました。町長の答弁から計画変更された経緯をお尋ねいたします。

現在、コロナ禍により公園整備が中断している今を好機と捉え、町民の要望等を聞く機会をつくり、それを反映することで多くの町民に利用される、魅力ある公園になるのではないのでしょうか。

質問としまして、ソフトボール場を造れないと気づかれたのはいつごろでしょうか。

2つ目、計画変更を含め、住民への周知の検討はされていますか。

3つ目、町民の要望等の集約は可能ですか。

以上です。

○議長（松山 力弥） 続いて、14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 14番、今村桂子です。通告に従い、ふれあい公園（仮称）に健康遊具を、の質問をいたします。

新原のふれあい公園（仮称）は、ゲートボール場が整備され、使用される方々に大変喜ばれて

おります。公園整備に当たっては、地元の新原区に説明を行い、協議した経緯があります。ソフトボール場としての活用ができなくなった理由、経過などについて、地元の新原区に説明をされたのでしょうか。

ゲートボール場付近はきれいに整備されていますが、ソフトボール場が予定されていた場所付近には草が生えてきている状況です。公園の管理についてはどこが行うのでしょうか。

ソフトボール場が頓挫したときの説明では、その後の活用として、ちょっとした遊具などを置くと言われておりました。しかし、その後はコロナ禍となり、税収減の可能性が予想されるため計画を2年間凍結するという事で、計画のほうは進んでおりません。

コロナ禍で多人数による運動、室内での運動などが控えられる状況にある今、屋外での運動、1人でできる運動が推奨されています。ふれあい公園（仮称）に遊歩道を作り、軽い運動ができるような健康遊具を置くことにより健康づくりに活用していただけます。コロナ禍の今だからこそ、ぜひ実現していただきたいと思いますが、町長はどのようにお考えですか。

また、いつまでもふれあい公園（仮称）のままでは呼びにくいですし親しみも湧きません。ぜひ正式名称を決めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今後は、公園をどのように使用することをお考えでしょうか。今後の計画についてお答えください。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉川まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） おはようございます。それでは、ふれあい公園につきまして、私のほうから御説明申し上げます。

ふれあい公園につきましては、令和2年4月の予算審査特別委員会におきまして、コロナ対策で予算の逼迫が懸念されるため、公園整備については当分の間凍結させていただくと説明し、公園設計委託料の減額補正、それ以降に計画しておりました整備費についても予算化はしておりません。

それでは、お二方の質問要旨に沿って説明をいたしたいと思います。

まず、男澤議員の御質問ですけれども、ソフトボール場を造れないと気づいたのはいつごろですかにつきましては、設計当初から高速道路への飛球については懸念されておりました。その対策として、防球ネット等の検討をしておりましたが、土壌汚染対策法、土対法による施工の制限がございまして、完全に飛球を阻止することが難しいこと、また、台風などの災害等による防球ネット等の施設に安全性の問題があり、協議を重ねてきた結果、令和2年3月議会で町長報告をいたしております。

この計画と変更の中止の件につきましては、コロナ禍ということもあり、その都度、地元新原区長には口頭でお伝えしております。

要望の集約は可能かということですが、高速道路沿いということや、塵芥処理場跡地のため、土対法の関係がございまして、いろいろと制限の多い箇所がございまして、行政のほうで計画したいというふうに思っております。

それから、今村議員の御質問ですけれども、質問要旨1につきましては、先ほど言いました、その都度、区長に口頭でお伝えしているということです。

それから、公園の管理についてですけれども、現段階では都市整備課で行っておりますけれども、整備した後は社会教育課が管理することになるかと思えます。

それから、今後につきましては、現段階の計画といたしまして、現状の入り口側を親子ふれあい広場、それから、駐車場を挟んでソフトボール場改めグラウンドゴルフができる広場、その周辺を園路整備、遊具につきましては、親子ふれあい広場に設置し、トリム遊具、健康遊具については周辺に設置する予定がございまして。

現時点では、グラウンドゴルフができるように、簡易的に整地しておりますけれども、現在は、先ほど申しましたが、都市整備課が管理する非常に危険な場所となっておりますので、そのため、一般の住民の方に開放はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 今、吉川課長より答弁をいただきまして、内容は大体、昨年説明いただいた内容と一緒にだと思えます。

その中で、例えばもともとできますよということで、できなくなりましたという結果はいただいたんですが、具体的に防球ネットを例えば設置した場合に、費用としてどれぐらいかかるのか。そういう試算とかは出されたのかなと思ひまして、もしそういう金額等が分かれば教えていただきたいなと思ひます。

ソフトボール場については以上です。

あと、これからソフトボール場がなくなって、その空いたスペースに、先ほどトリム遊具などを設置するとおっしゃったんですが、児童公園とか須恵町に公園が48か所ぐらいあるんですかね。それで、私、現地を見て回りまして、駐車場がないです、公園はいっぱいあるんですけれども。それで、今度造られる公園は当然駐車場を完備されると思うんですが、私も子育ての中で経験した感じでは、ちょっと、二、三十分遊ぶ上では今の公園で十分事足りるんですけれども、例えば2時間、半日をかけて行きたい公園が須恵町にあるかといったら、ちょっとないんです。それで、どうしてもほか自治体に行くような経験をしております。

ですから、今度公園を整備するに当たりまして、遊具等も目玉になるような、そういう遊具を設置していただくような検討ができないだろうかということ提案したいと思ひます。



やっていないから、その分をやったほうがいいんじゃないかというメッセージだろうと思いますのでお答えしますが、そのことも、私が答弁した中身、ここに持っているんですけれども、その中で言っているのは、要するに、昨年、百年に一回と言われる、我々にとっても未知のウイルスに日本が侵されている。そういう状況の中で、そこに全力を注入していくんだということを議会のほうで私説明したと思います。そのために不要不急、要するに、優先課題を挙げていく中で、この多目的公園——ふれあい公園とおっしゃっていますけれども、その部分については、令和3年と令和4年については凍結させてくださいと言っておりますから、今お尋ねになった内容については検討しておりません。

私自身、この多目的公園自体は、中嶋町長時代に、要するにアザレア幼稚園を造った、その代替のグラウンドゴルフ場、そしてソフトボール場とおっしゃっていましたが、このソフトボール場の機能というのは第三小学校と話がついていて、やれるんです。でも、計画の中でそれを上げていらしたから、要するに担当課、そしてやっぱりできるのであればやりたいなということをやっていたんですけれども、環境汚染、要するに地質の汚染関係のルールがあって、どうしてもできなかったと。その中で、いわゆる担当としてはソフトボール場とグラウンドゴルフ場ということで約束しておったわけですが、一生懸命やってきたわけです。私のほうにも相談があった段階で、私も13年間建設課におって、こういった中身、詳しくございますので、現実的には難しいだろうということで、ただ、これは政治家として声明なされたことですから、担当課を通じて、前任の中嶋町長のほうにもお諮りしました。実はこういう事情なんだということで、前任の町長からいただいた御返事は、そういうことであればもう役場にお任せしますということで昨年の臨時会と、それと私の町長諸報告の中で、2年間凍結させてくださいということです。

今おっしゃったとおり、私自身、技術的に可能な時期が来て、ソフトボールの要望が強ければ、将来的にはソフトボール場に変更してもいいのかなと思っていますけれども、今現在は無理です。環境汚染関係の法律が変わって、基礎を打っていいということであればソフトボール場は可能だと思います。ただ、これは、福岡県が全国で一番厳しいんです。そういった状況の中で、ソフトボール場というのは現実的じゃないなということです。

併せて、幾つか質問のあった中身は、今言ったとおりのことなんですけれども、予算については凍結しているわけですから、いろんなことを担当課には命令しておりません、まだ。今年1年間、今何に注力しているかという、ワクチン接種です。それと、もうすぐ来るであろう、災害の時期が来ます。そのときの災害対応と、それに合わせたコロナとの抱き合わせです。町民の方々の命を守る。その点に注力して、今一生懸命、役場職員全員で頑張っております。

そういった状況の中で、この件については、議会のほうでは御理解をいただいている。ただ、

町民の方々にメッセージとしてお出ししていなかったから、言ったほうがいいんじゃないかということをお二方のほうからそういうメッセージをいただいたと思います。

この公園については、予算審査特別委員会で申し上げましたとおり、グラウンドゴルフ場と駐車場を兼ねて、半日でも1日でもお子さん連れで遊べるような公園にしたいなと思っております。当然、ソフトボール場を造らないわけですから、回りに200メートルか300メートルになるか分かりませんが、ジョギングコースを兼ね合わせたような、周りに運動器具を置いたりとか、皆さんが要望なざる形で造っていきたい。

これについては、先ほど志免の話が出ましたけれども、須恵で公園を造ると何かやぼったい公園ばかりで、隣の町は結構いい公園を造られますので、どういった業者がやっているのかとか、そういったことも確認をやりながら、広範囲の、多年齢型の方々が来られて遊べるような公園にはしていきたいなと思っておりますけれども、予算等については、これ昨年お願いしたとおり凍結しておりますので、今質問いただいたことについては、まだ担当には命令しておりません。

2年間と言っておりますけれども、今年1年でワクチン接種がある程度片づいて、財政状況の見通しがつけば、その段階でまた議会のほうにお諮りした上で、皆さんが喜ばれる公園、皆さんがちょっと行こうかと言われるような公園を造りたいと思っておりますので、そのときは議員各位もいろんなアイデアを出していただいて、区長さん方とかいろんな方々からもお聞きする機会を担当課につくらせて、作っていきたく思いますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 先ほど質問した1つで、名前の件をちょっと聞いておりませんでしたので、今、町長には多目的公園ということでお話をされていまして、以前、議会のほうに説明されたときはふれあい公園（仮称）ということでございまして、やはり名前があるのとないのでは親しみが違うと思っておりますので、これは町民に募集をされるのか、町長のほうで、職員のほうでつけられるのかちょっと分かりませんが、その辺のことを1つお聞きします。

それと、先ほどお話の中で、第三小でソフトボールがやれるということで、今、代替です。もう現実に第三小を使っているのだろうかということを1つ質問いたします。

それから、私がお話を聞いた中で、あそこに何ができるのというのを聞かれたのは、やはり新原区の方が歩いて行かれたときに、どうなっているんだろうかということを聞かれましたので、今回質問をさせていただきましたが、こういう形で質問をすることによってまた町民の方、新原区の方たちが安心されればいいのかと思っております。

とてもいい計画なので前倒しをと思いましたが、やはり予算の関係で、先ほど言われたように、予防接種、災害対策ということで、優先順位としてはやっぱり低いのかなとは思っておりますので、ゼ

ひ、今後早目にできればいいなと思っております。

では、2問についてよろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） ソフトボールというよりも、これは少年野球のほうで利用していたんですよ。昼間の分の、今現在、シニアとかソフトボールをやっていますけれども、担当課のほうに確認すると、要するに今度造るところを使わなくても大体回っているという意味でのことです。

それと、名称については、これ一つのお祭り騒ぎじゃないんですけれども、このコロナが片づく段階で、これでもう公園に予算を投入していいということになれば、議員さんのほうからもアイデアをもらいながら、町民から募集するとか、そういったことも一つのウイズコロナというか、アフターコロナに向けて町民の人たちに喜んでもらえるのかなと思いますので、役場で勝手に変な名前をつけるよりも、皆さんに募集をかけるのが面白いのかなと思っておりますので、この件については、私のほうから予算措置の命令を担当課に出したときに、担当課といろんな課長のほうで判断をさせて、議会のほうにお諮りをして、名称はみんなで決めたら楽しいかなと思いますので、そういったことでいきたいと思ひます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） とてもいい計画なので、財政の見通しがついて、早目に前倒しができればぜひお願ひをしたいと思います。楽しみにしております。

以上です。

-----  
○議長（松山 力弥） 1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） 1番、白水春夫でございます。通告書に従って質問いたします。

ゲートキーパーの重要性ですが、コロナ禍で生活状況や経済の厳しさも増しております。

○議長（松山 力弥） 白水君、ちょっと止めるけど、これ張ってあるんで、マスクを外して、聞きにくいんで。

初めからお願ひします。

○議員（1番 白水 春夫） ゲートキーパーの重要性ですが、コロナ禍の中で、生活状況や経済も厳しさを増しています。経済的支援は、表面的に見えるため対応できますが、精神的な心の病はいつ発症するか分からず、目に見えない病気でもあります。厚労省と警察署の調べによって調べた結果なんですけれども、平成30年度中の日本の自殺者は2万842名、その原因で最も高い割合が鬱病で、4,213名となっております。度合いによっては、自殺の危険性さえあります。

全国的に、健康問題が最も多く、続いて経済、生活問題での心の病により自ら命を絶てしま

う傾向があります。それを止めるには、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげて、見守る人、すなわちゲートキーパーの役割が重要となります。

そこで質問ですが、須恵町における現在の精神疾患をお持ちの方への支援策はどのようにされていますか。精神疾患と診断された方々や心に不安を抱える人の心の相談はどのように取り組んでいますか。

3問目、心の病を早急に発見し、見守るゲートキーパーの役割を含めた重要性を須恵町としてどのように考えていますか。

以上、御見解をお願いします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。今泉福祉課長。

○福祉課長（今泉 英明） おはようございます。質問1、2については共通する箇所もございますので、合わせてお答えさせていただきます。

お答えが前後しますが、2の精神疾患の方の心の相談についてですが、福祉課職員と健康増進課の保健師で個別相談、糟屋中南部で委託している指定相談支援事業所かけはしの相談員による対応と県の事業の一環である困り事相談室の相談員による対応と、福祉センターで行っている人権擁護委員及び弁護士による心配事相談を行っています。

相談内容によって臨機応変に対応しておりますが、既に、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は慎重な対応が求められていますので、保健師や委託している専門員が対応するケースが多い状況です。

次に、1の質問の、精神疾患をお持ちの方への支援策についてですが、前述の相談内容により、家事援助や就労支援、グループホーム入居などの障害福祉サービスにつなげております。また、糟屋中南部で自立支援協議会を設置し、情報共有のため会議を月1回開催し、サービス向上に努めております。

3番の心の病を早期に発見し、見守るゲートキーパーの役割を含めた重要性を須恵町としてどのように考えていますかについてお答えします。

精神疾患の方に限らず、心を悩める方に対し、早期の発見、支援が重要だと考えており、須恵町では平成31年に須恵町自殺対策計画を策定しております。事業の一環として、心の相談事業として毎年9月広報に「心の相談」チラシを配布したり、須恵町で心の相談電話を設置し、毎週金曜日に対応しております。

また、高齢者の見守り活動をしている民生委員や行政区長、子ども巡回相談を行っている保健師等と常に情報を共有し、悩める住民の早期発見・支援を行っています。しかしながら、行政のみでは全ての方の把握は難しいため、地域での見守り活動を推進していきたいと考えています。コロナ禍で推進活動の機会を失っていますが、コロナが終息し集会ができるようになったら、住

民皆様にゲートキーパーの役割について啓発していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） 先ほどお聞きしましたけれども、いろいろ徹底とか周知されていると思いますが、全国的に、全国の精神保健福祉センターに寄せられた心の相談件数は、昨年4月から12月の分で2万1,280件の心の相談が入っておりました。

先ほど言われました添付資料、先ほど言っていた須恵町自殺対策計画の最初のページの下段に、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得る危機であることだという認識を共有し、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策との有機的な連携により、生きることの包括的な支援の実現を目指すとともに、医療・精神・保健上の問題はもちろんのこと、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的な要因が解消され、誰もが自殺に追い込まれない須恵町を目指すと書かれていますし、その中の、命を支える施策、自殺対策における取組の基本施策で、関係機関のみならず、一般の住民に対しても必要ですと記されておりました。

コロナ禍において、間違いなく心に不安を抱えている人が増えていますので、先ほど言いましたように、誰でも起こり得る危機を防ぐためにも、ゲートキーパーの役割等重要だと支えていただきますようお願いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 白水君、よかったですか。

○議長（松山 力弥） 14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 14番、今村桂子です。3月定例会の質問で詳細に聞けなかった内容がございましたので、再度、スプレー缶の回収場所についての変更についての質問をいたします。

回収場所が変更になり1年が経過し、家の前での回収が公民館などに変更になりました。回収箇所は、須恵町全体に50か所ありますが、上須恵区に10か所、佐谷区に8か所、この2区で全体の36%、そして3分の1を占めています。そのほかの区は1から3か所ですが、半分の10区が1か所のみです。上須恵区、佐谷区に比べて、それ以外の区は今のままで十分だと思いますでしょうか。

回収場所の変更については、個別回収から公民館回収へと回収場所を変更したことで、高齢者や体の不自由な人のみならず、多くの方々が少なからず不便を感じていると思いますが、公共サービスは低下したとは思われませんか。不便になることによって、一、二本、空き缶の袋と一緒にに入れて出される可能性もあるのではないのでしょうか。

回収金額については、前回の質問で、個別回収では2,800万円かかると回答でしたが、公民館回収で830万1,000円、個別回収で1,700万円ではないのでしょうか。

スプレー缶の回収方法の変更は、粕屋町、篠栗町と話し合い実施することを決定したとのことですが、粕屋町では変更による費用の増額は無いとのこと。篠栗町では個別回収で資源ごみと一緒にコースで回収するため、手間代として200万円以下の増額となっており、収集場所も変更されていませんが、なぜ須恵町はそんなに高額になっているのですか。業者とはどのような契約になっているのか、契約の経過などについてお答えください。

篠栗町と世帯数などはあまり変わらないと思うのですが、篠栗町のようにパッカー車の荷台にスプレー缶を載せ回収するなどの検討はなかったのですか。

コロナ禍でなかなか区長も区民の話が聞けないとは思いますが、3月議会後、区長から回収場所変更に対する状況を聞かれましたか。回収場所変更についてお聞かせください。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山 幸治） それでは、質問要旨に沿ってお答えさせていただきます。

まず、現在の回収箇所についてですが、個別回収から50か所のステーション方式に変更したことによるサービスの低下、それから、行政区に1か所しか置き場がないという点につきましては、今のままでは十分とは言い切れない状況だと思っております。

回収金額ということで、ステーション回収が831万円、缶・瓶のように個別収集をした場合、1,700万円はお察しのとおりでございます。2,800万円については、手持ち資料の間違いであり、この場を借りて訂正させていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

次に、粕屋町、篠栗町との料金の比較については、収集体系の違いや収集業者の違い、各町の事情等により一概に比較はできません。エアゾール缶だけの比較をされると、須恵町だけが高く見えますが、他のごみの収集料金等も合わせて総合的に判断すると妥当な料金であると思っております。

契約までの経緯といたしまして、国の通知により、平成31年2月から、須恵町一般廃棄物収集運搬許可業者とエアゾール缶の別収集の検討に入っております。令和元年6月から、2トンダンプによる個別収集を実施、このとき、パッカー車の荷台では不可能と判断しております。

同年11月、収集業者から、散乱等、問題ありの報告を受け、12月に区長会へステーション方式への変更の提案をしております。

令和2年2月に、区長会にエアゾール缶回収ポリバケツの設置依頼を行い、同年4月より、収集運搬許可業者2社と契約を締結し、ステーション回収を実施しており、現在、やっと住民の方々に浸透したところでございます。

エアゾール缶は、通常の缶、瓶に比べ排出量は少なく、ある程度たまったら曜日や日時に関係

なく排出することができます。乾電池も同様で、運用して十数年になりますが、特に問題は起きておりません。また、袋に入れずそのまま排出できることから、将来的な脱プラスチック問題にも対応したものとなりますので、今後も個別収集には戻さず、ステーション方式で様子を見ていきたいと考えております。

3月議会以降、区長への状況確認等はまだ行っておりませんが、今後、要望や状況を確認しながら、ステーションを増やせるところは増設していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 私は、常に生活者の目線に立つことを大切にしております。町長も、住みよいまちづくりを目指していらっしゃいますので、生活者の目線で考えていらっしゃると思います。

そこで、1、2番は、最初の質問でした上須恵区とそれからサービス低下について、課長のほうは、今のままでは十分とは言い切れないということと、低下は、少しはあるのかなということだと思いますけれども、町長としてはどのようにお考えでしょうか。

また、収集場所の変更の理由については、回収時にスプレー缶が風で散乱していたためと聞いていたのですが、風の強いときの回収だったのが何件ぐらいあったのか、担当課に聞いてみると、路上への散乱や水路への転落については住民からの苦情ではなく、収集業者からの報告によるもので、風の強弱に関係なく、指定袋がないため門柱に乗せられてあったり、袋に入れずに出されてあったり、排出状況が悪い状況であったため、収集方法、場所を変更したということでした。

今聞きましたところ、7月に散乱していて12月に提案したということで、5か月ということですが、その間、回収は10回しかあっておりません。広報紙や回覧板の周知では、世帯の半分ぐらいしか周知されていないということですし、町民への周知徹底ができていなかったのが原因ではないのでしょうか。お答えください。

また、高齢化、核家族化で、日本の全世帯の4分の1が高齢者のみの世帯で、8分の1が高齢者の単身世帯です。これが2035年には3人に1人が高齢者になり、国民の4人に1人が——ごめんなさい。2035年、今3分の1です。それが2035年には3分の1になり、大変高齢化していきます。ごみや資源ごみが個別回収でない市町村では、近年、ごみ出しに困難を抱える高齢者への支援が課題となっています。今後さらなる高齢化社会が進んでいくと、ごみなどを集積場まで持っていくことがなかなか難しい人が増えてきます。このような高齢者世帯のごみ出し支援、要介護者とか障がい者など。

国は、昨年から、市町村が実施するごみ出し支援に要する費用の5割を特別交付税として措置していますが、市町村も5割の負担が出ています。このように、高齢者のごみ出し、ごみだけじ

やなくて資源ごみ、スプレー缶等もそうですけれども——が課題になって、要望が多いために国も動いたということです。

須恵町は、家庭ごみ、資源ごみ等を個別回収で行っていますので、非常に住みやすいまちだと思っております。今後の高齢化社会を見据えて、ぜひ回収場所を個別回収に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

他町と比較するのもどうかと思いましたが、業者との契約金額があまりに違い過ぎます。数十万円ぐらいならそうかなと思いますが、篠栗町との比較で、公民館回収に600万円以上高額、個別回収で1,500万円以上高額な契約になっています。回収場所の変更で不便になった上、金額も高額になったことは理解に苦しみます。

今聞きましたところ、パッカー車で1度検討したということですが、あまり世帯数も篠栗町と違っておりませんし、パッカー車でやれば、そのまま、ただ手間代として百数十万を出せば済んでいる篠栗町となぜそんなに違いがあるのかなと思います。その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

もう一度回収場所、契約内容の見直しの検討をするお考えはありませんでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 4点の質問の中で、これ前回の質問のときに、私、今回の質問も前回とほとんど変わらなかった中身なんでしょうけれども、その中で、私これ検討しないとは言っていないです。その中で、そのときの私の答弁を読み上げますと、「議員いろいろな方々からお聞きになったんでしょから、その実情をどこの区でどういったものが出ているかというのを担当課に御報告して願えませんか。それを検討した結果で、その区長さん方と相談した上で、今の方法が正しいかどうかというのももう再検討でいいのではないですかね」ということを言っています。

要するに、3月に一般質問をしていただいて、区長に聞かれたか。情報がないわけです。だから、そのとき議員に、どこの区長さんですか、どこですか、それを伝えてください。それで検討しますよと言っているんです。

今回、再度質問を出されて、担当課長も代わっていましたから、担当課に私行って、「議員から、要するにそのときの情報をもらったね」と、「いや聞いていない」と。で、今回質問なさっているんですよ。やはり質問される側で、私、そのとき反問権はないですけども、お願いしたわけです。情報をくださいって。されていない状況で、またどこかの区長さんがおっしゃっているという、調べようがないわけです。

我々は、町民の方々に快適な生活をしてもらおうと思って努力しています。その中で、できることもあればできないこともある。皆さんに、これは我慢してくださいね。その代わりにこの部分はこうですよという形でしか、あれもこれもは、前の町長もよく言っていましたけれども、あ

れもこれもを選択するんじゃないくて、あれかこれかを選択するのが私の役割。

今回、このスプレー缶の回収について固執なさっていますけれども、確かに不便を強いている。私も感じているから、前回そんなふうにお答えしているわけです。その情報をいただいている中で、さあやれ、どうするんだ。それは答えられんと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 町長、高齢者の支援についてを1つ。

○町長（平松 秀一） その件も含めて、前回言った中身が、再検討の余地はありますよねと言っているわけです。だから、情報をもっていないから答えようがありませんということです。

そして、ちょっと話が飛びますけれども、何で私が暮らしのコミュニティー、第三小学校区でやっているのか。確かに高齢化が始まっていくわけです。役場のこの庁舎内、全職員で157名ですか。ちょっと数字が違ったらすみません。その中で事務職は100人しかいないんです。これから高齢化が進む中で、全てが役場ができるわけじゃないんです。だから、暮らしのコミュニティーに財政投資をやって、地域で解決できることは地域でやってもらいたい。それに対して、しかるべく財政支援をしますよ。自立型のことをやっていきましょう。そのプロトタイプを今第三小学校で研究をやってもらっていて、少しずつ成果が出ている。

このスプレー缶の問題も、1つ発想を変えれば、コミュニティーが3つあるわけです。その区長さんたちもいらっしゃるわけです。そこで話していただいて、うちはこんだけあるよ、うちはこんだけ足りないよ。そんならおかしいじゃないかと。平等性から言うたら、そのコミュニティーの中の1つの課題策として上げてもらおう。そういった形で、要するに、まず自助、共助、公助、この部分が崩れると、これから行政体というのはやっていけないと思うよ。やりたくないからしているんじゃないです。今の段階としてはこれをお願いするけれども、情報をいただいて、それでこっちが間違っているんであれば再検討しますよと言っているんです。そういうことです。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 再検討をしていただけたということを前回聞いておまして、私のほうも担当課にどこの区とちょっと言っていなかったのは申し訳なかったと思いますが、幾つか区はありますので、今度、課長のほうにもちょっとその件につきましては言いたいと思いますが、区長としまして、このコロナ禍でなかなか把握はできないというところもあると思います。区長さんたちがお願いをされるときに、こうなりますのでよろしくお願ひしますぐらいのお願ひだったということで、ああ、それはせにやいかんちゃろねみたいなお願ひだったというふうに聞いておりましたので、その辺も含めて、区長さんたちにも聞いていただければと思うんです。はい、ちゃんと伝えますので。

そして、町長もやっぱり不公平感を感じていらっしゃったからそういうことを言われていたん

だろうなということは今はっきりとわかりました。高齢者の負担になるということは非常に、今後高齢化も進みますし、自分たちもすぐ高齢者になりますので大変だと思います。

もうそういう中で、公共サービスのどれを取るかということは今言われましたけれども、全員が関わるごみ出しとか、そういうのは全員に関わる公共サービスだと思っておりますので、本当に便利に出せる。それはもちろん町民の側もしっかりと出し方を周知して、その分は、決められたことはしっかりやらないといけないと思いますが、皆さんが負担にならないでやっていただきたいと思えますし、町民の方たちがそういう希望があれば、町長は住みよいまちづくりをしていきたいという思いがすごく強い方でございますので、その中で暮らしのコミュニティーを活用するとか、いろんな発想も出てきていらっしゃるころだと思います。

費用対効果がなくても、赤字でもすべきものはしてもらいたいというところもありますし、町長が目指す住みよいまちづくりのためにも、お金がかかったとしても要望があれば、高齢者のため、今後公共サービスの低下を防ぐためにもぜひ検討をお願いいたします。私のほうもそれは言っておきます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松山 力弥） これにて、一般質問を終結します。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、10時10分より全員協議会を開催しますので、特別委員会室に御集合願います。

次の本会議は、6月10日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前9時52分散会

---

議事日程(第3号)

令和3年6月10日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第25号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第12号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第26号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第27号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第28号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について
- 日程第 5 議案第29号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第30号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第31号 須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第32号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第36号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第37号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第38号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第39号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第40号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 発議第 2号 須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第17 発議第 3号 須恵町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第18 発議第 4号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 25 号 令和 2 年度須恵町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分について
- 日程第 2 議案第 26 号 令和 2 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 日程第 3 議案第 27 号 令和 2 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 4 議案第 28 号 令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
- 日程第 5 議案第 29 号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第 30 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第 31 号 須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 32 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 33 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 10 議案第 36 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 37 号 令和 3 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 38 号 令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 39 号 令和 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 40 号 令和 3 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 41 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 16 発議第 2 号 須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 発議第 3 号 須恵町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 18 発議第 4 号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議
- 日程第 19 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 議員の派遣について

---

出席議員（13名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	8 番	世 利 孝 志
9 番	三 角 栄 重	10 番	猪 谷 繁 幸

11番	田ノ上真	12番	田原重美
13番	三上政義	14番	今村桂子
15番	松山力弥		

---

欠席議員（1名）

7番	児玉求
----	-----

---

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
上下水道課長	稲永勝章	税務課長	合屋真由美
まちづくり課長	吉川聡士	社会教育課長	安河内ひとみ
住民課長	百田敦	子ども教育課	吉本孝治
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

---

### 日程第1. 議案第25号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第25号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。

議案第25号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和2年度須恵町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,843万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140億5,295万6,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正によるとしております。予算審査特別委員会は、議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

以上、当委員会慎重審査し、採決結果、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第25号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第25号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第12号）の専決処分については承認することに決定しました。

---

### 日程第2. 議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第26号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長(三角 栄重) 議案第26号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,748万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億5,326万円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表 歳入歳出予算補正によるとしてあります。事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項国民健康保険税291万7,000円の減額は、決算見込みによるもの。3款1項国庫補助金330万9,000円の増額は、災害等臨時特例補助金の増額によるもの。4款1項県補助金5,042万7,000円の減額は、普通交付金、特別交付金の交付決定通知によりそれぞれ所要の補正を行ったものです。

5款1項他会計繰入金2,802万円の減額は、年度末の国保特別会計の収支見込みによる減額です。

7款1項延滞金、加算金及び過料44万円の増額は、決算見込みによるものです。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費67万円の減額は、需用費、役務費及び委託料の決算見込みによるもの。2項 徴税費16万8,000円の減額は、需用費の決算見込みによるものです。

2款1項療養諸費5,542万5,000円の減額は、2項高額療養費1,193万9,000円の減額、4項出産育児諸費252万円の減額は、いずれも決算見込みによるものです。6項傷病手当金119万5,000円の減額は、決算見込みによる不用額の減額補正を行っています。

6款1項保健事業費39万8,000円の減額、2項特定健康診査等事業費275万8,000円の減額は、役務費及び委託料の不用額を減額補正しております。

8款1項償還金及び還付加算金54万8,000円の減額は、保険税過誤納還付金及び還付加算金を減額しています。

9款予備費151万9,000円は、収支調整です。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で承認としております。

以上です。

○議長(松山 力弥) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第26号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分については承認することに決定しました。

---

### 日程第3. 議案第27号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第27号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。

11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。

議案第27号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊の補正予算書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,420万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,365万3,000円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるとしています。

第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正によるとしています。

4ページをお願いします。第2表 地方債補正でございます。

1、変更は、限度額のみの変更で、以下、従来どおりとなっております。起債の目的、下水道事業債。多々良川流域関連公共下水道分。限度額、変更前1億4,640万円が変更後1億4,500万円に減額です。工事費の確定により140万円の減額となっております。

6ページ、7ページをお願いします。歳入です。

1款1項負担金は、決算見込みによる増額、2款1項使用料は、決算見込みによる増額、5款1項他会計繰入金は、一般会計繰入金の収支調整による減額、8款1項町債は、工事費の確定に伴う減額です。

8ページ、9ページをお願いします。歳出です。

1款1項総務管理費は、決算見込みによる不用額の減額です。2款1項下水道事業費は、決算見込みによる不用額の減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第27号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第27号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分については承認することに決定しました。

---

#### 日程第4. 議案第28号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第28号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第28号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,032万5,000円とする。第2項、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページをお願いします。歳入です。

2款1項使用料は、決算見込みによる増額、3款1項他会計繰入金は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

8ページ、9ページをお願いします。歳出です。

2款1項農業集落排水事業費は、決算見込みによる不用額の減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第28号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第28号令和2年度須恵町農業集落排

水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分については承認することに決定しました。

## 日程第5. 議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第29号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第29号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律ほか令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例等の一部を改正する必要性が生じ、専決処分をしたことによるものです。今回の改正は、地方税法の改正により各条文に規定される文言の整理、項ずれ等の整理を行っております。

主な改正点について、新旧対照表において説明いたします。

11ページをお開きください。

まず、第1条関係でございます。第24条につきましては、個人住民税の扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しにより、30歳以上70歳未満の国外居住親族は原則として扶養控除の適用対象外となる改正です。第34条の7につきましては、第1項第1号イから、次の12ページ、オまでが寄附金税額控除における特定公益増進法人等への寄附金の範囲の見直しにより、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外することとする改正です。

次の13ページから15ページになります。

第36条の3の2、第36条の3の3、第53条の8及び第53条の9につきましては、扶養親族申告書や退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止を不用とする改正です。

第81条の4につきましては、環境性能割の税率区分の見直しによりクリーンディーゼル車については構造要件による非課税対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置を講ずるものです。

附則第5条につきましては、第24条と同様、個人住民税の扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しによる改正です。

附則第6条につきましては、セルフメディケーション税制の5年間延長によるもので、平成30年度から令和4年度までだったものが、令和9年度まで延長されるものです。

次の16ページから18ページです。附則第10条の2につきましては、24項で浸水被害対策のため整備される雨水貯留浸透施設、26項で中小事業者が認定先端設備等導入計画に基づき実施する設備投資に課する固定資産税の特例割合を定めるものです。附則第10条の4につきましては、熊本地震に係る固定資産税の特例措置について、適用期限を令和4年度まで延長するも

のです。附則第10条の5につきましては、平成30年7月豪雨に係る固定資産税に関しまして、これまで須恵町税条例第74条の2被災住宅用地の申告を適用しておりましたものを新設するものでございます。

20ページをお願いします。附則第11条から22ページの附則第13条につきましては、固定資産税関連で令和3年度が3年に一度の評価替えの年に当たりますが、宅地等の負担調整措置について、現行の調整措置の仕組みを継続し、適用期限を3年延長し、新型コロナウイルス感染症による社会経済や国民生活への影響を踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、課税標準額が増加する土地について、令和3年度に限り、前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられるものです。

23ページをお願いします。附則第15条につきましても、特別土地保有税の課税の特例適用期間を3年延長するものです。

次の24ページです。附則第15条の2につきましては、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得した者を対象とするものです。附則第15条の2の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の区分の認定について、条文中の項ずれ等のための改正です。附則第16条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例を、重点化を行った上で2年間延長するものです。

26ページをお願いします。附則第16条の2につきましては、軽自動車税の種別割の認定について、条文中の項ずれ等のための改正です。

27ページをお願いします。附則第22条につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例措置について、適用期限を令和8年度まで延長するものです。附則第26条につきましては、住宅ローン控除の控除期間13年間の特例の延長等に伴い、入居期間が令和4年末まで延長されるものなどです。

次に、28ページ、29ページをお願いします。第2条関係では、令和2年改正条例の法人の町民税の申告納付について、項ずれに伴う所要の改正でございます。

7ページに戻っていただいて、附則です。第1条で、施行期日を、この条例は令和3年4月1日から施行するとし、第1号から、次の8ページです。第4号の規定につきましては、当該各号に定める日から施行するとしております。次の第2条から第4条で、それぞれの経過措置を定めております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委

員長の報告は承認です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第29号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分については承認することに決定しました。

---

### 日程第6. 議案第30号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第30号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第30号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ776万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億1,776万9,000円とするものです。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるとしております。予算審査特別委員会は、議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

以上、当委員会、慎重審査し、採決結果、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので質疑を省略し、これより議案第30号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第30号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分については承認することに決定しました。

---

### 日程第7. 議案第31号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第31号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。

11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第31号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における

選挙運動の公営に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、令和2年12月12日から施行されたことに伴い、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。詳細については、文教厚生委員会と連合審査会により、議員全員で審査を行っておりますので、省略をいたします。

質疑として、供託金の没収について、選挙ポスターの限度額について、いわゆるウグイスの雇用は補助されるものか、ガソリンスタンドとの契約の実際について、そして、ガソリン代計算式の基準となる金額についてなどがありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。この議案は連合審査会により全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第31号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第31号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第31号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第8. 議案第32号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第32号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第32号須恵町手数料条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。提案理由として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、令和3年9月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによるものです。

2ページの改め分を御覧ください。別表中の1行目、通知カード再交付手数料は、デジタル手続法の一部を改正する法律の一部の施行により、通知カードが廃止されたことに伴い、手数料の規定が不用となったため、削除するものです。同2行目、個人番号カード再交付手数料は、番号法行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正により、

地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化され、マイナンバーカード再交付に係る手数料を、同機構が定めることにより手数料の規定が不用になったため削除するものです。

附則です。この条例は令和3年9月1日から施行するとしています。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第32号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第32号須恵町手数料条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第33号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第33号工事請負契約の締結についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第33号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵第三小学校校舎外壁防水等改修工事第3期。契約方法、指名競争入札。請負金、8,650万4,000円。請負者、福岡県糟屋郡須恵町大字植木569番の2、株式会社若杉建設代表取締役若杉啓文。契約保証の方法、契約保証金履行保証865万1,000円。条件、工期は契約の効力が生じた日から令和3年9月30日まで。請負金の支払いは原則として竣工払い。40%の前金払い制度と20%の中間前金払いを適用いたします。

今回の工事につきましては、本店が須恵町内または近隣市町にあり、かつ、須恵町指名競争入札参加者指名基準要項別表で建築一式B等級以上の9社を指名し、4月21日に指名通知及び仕様書を配布、5月13日に入札会を実施しております。落札率は98.71%でございました。

5月19日、仮契約を締結し、本議会での採決をもって即契約の効力が生じ、本契約となります。

総務建設産業委員会全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第33号工事請負契約の締結については委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 議案第36号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第36号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第36号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,735万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億9,512万7,000円とするものです。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は第1表 歳入歳出予算補正によるとしております。

予算審査特別委員会は委員全員での審査のため、詳細につきましては省略いたします。質疑として、歳出、2款1項15目コミュニティーバス運行費において、コミュニティーバス運行事業で国からの路線延長の助言における現地調査はあったのかとの質疑に対し、現地調査はない。書類上で改正の延長が少ないと特別会計補正予算が出ないなど、補助金の関係で助言があったとの回答がありました。

以上、当委員会、慎重審査し、採決結果全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第36号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第36号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第36号令和3年度須恵町一般会計補

正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 議案第37号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第37号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第37号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億2,220万8,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は次のページの第1表 歳入歳出予算補正によるとしています。6ページ、7ページをお開きください。歳入です。

4款1項県補助金120万8,000円の増額は、特別調整県交付金の追加でございます。

続いて、8ページ、9ページの歳出。2款6項傷病手当金120万8,000円の増額は、歳入の特別調整県交付金と同額の増額補正で、新型コロナウイルス感染症に関わる傷病手当金の補正です。

質疑として、コロナ感染症に係る傷病手当金は幾らを想定しているかという質疑に、基準に定められた1人当たりの平均給与額が1か月24万1,560円で、5名分で算出しているとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第37号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第37号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第12. 議案第38号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第38号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第38号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,201万1,000円とする。第2項、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるとしてあります。

6ページ、7ページをお願いします。歳入です。

5款1項他会計繰入金は、一般会計繰入金の収支調整による減額、7款2項還付消費税は、消費税更正の請求による増額です。

8ページ、9ページをお願いします。歳出です。

1款1項総務管理費は、消費税修正申告による増額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第38号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第38号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第39号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第39号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第39号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,594万3,000円とする。第2項、款項の区分及び金額は第1表 歳入歳出予算補正によるとしてあります。

6ページ、7ページをお願いします。歳入です。

3款1項他会計繰入金は、一般会計繰入金の収支調整による増額です。

8ページ、9ページをお願いします。歳出です。

1款1項総務管理費は、消費税修正申告による増額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第39号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第39号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第39号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第14．議案第40号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第40号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第40号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第2条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を実施計画内訳書にて説明いたします。

2ページ、3ページをお願いいたします。支出です。

1款1項改良費、1,700万円の増額です。これは、配水管等施設改良工事請負費、下水道工事に伴う工事請負額の増額です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,951万8,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填します。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第40号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第40号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第40号令和3年度須恵町水道事業関係補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第41号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第41号工事請負契約の締結についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第41号工事請負契約の締結について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、文化会館舞台照明改修工事。契約方法、随意契約。指名型プロポーザル方式。請負金、1億1,286万円。請負者、福岡県福岡市中央区薬院3丁目1番24号、パナソニックLSエンジニアリング株式会社九州支店、支店長 戸田庄一。契約保証の方法、契約保証金履行保証1,128万6,000円。条件として、工期は契約の効力が生じた日から令和3年12月16日までとなります。請負金の支払いは、原則として竣工払いですが、須恵町公共工事の前金払い取扱要領により40%の前金払い制度と20%の中間前金払い制度を適用します。

今回の工事につきましては、多方面から評価をして決定する指名型プロポーザル方式を採用し、舞台照明設備機器の専門業者で、劇場ホール等で納入実績がある4社を指名し、参加申込みのあった3社から規格提案を受け、選定委員より最も評価の高かった業者を優先交渉権者と決定し、工事仕様の催事決定をした上、価格交渉を行っております。交渉後、5月27日に仮契約を締結し、議決日をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

質疑として、どうして請負額が当初予算から8,000万円以上も安くなったのかとの質疑に、システムの全体見直しと3社による競争の原理が働き、安価になったとの答弁がありました。また、安価になって機能が下がったのではとの質疑に、業者より、最新でよりよいものが提案されたとの答弁がありました。

工事期間中の利用はできないのかとの質疑に、事前に、利用団体には利用できない旨周知しているとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第41号について採決に入ります。本案に対する委

員長の報告は可決です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第41号工事請負契約の締結については委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前11時00分休憩

-----  
午前11時10分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第16. 発議第2号

○議長（松山 力弥） 日程第16、発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。提出者の説明を求めます。2番、男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 議案書の1ページをお願いします。

発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。この議案について、別紙のとおり、地方自治法及び須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として、常任委員会の所管について、須恵町課設置条例及び須恵町教育委員会事務局組織規則に規定する課に属する事項への改正及び追加の必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いします。第2条の総務建設産業委員会の所管について、総務、まちづくり、税務、都市整備、地域振興及び上下水道を総務課、まちづくり課、税務課、都市整備課、地域振興課、上下水道課及び会計課とし、文教厚生委員会の所管について、教育並びに住民福祉及び健康増進を子ども教育課、社会教育課、住民課、福祉課及び健康増進課に改正するものです。

2ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については全員協議会においても協議されておりますので、質疑を省略し、これより発議第2号について討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、発議第2号について採決に入ります。本案に

御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第17. 発議第3号

○議長（松山 力弥） 日程第17、発議第3号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。提出者の説明を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 議案書の1ページをお願いします。

発議第3号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則についてでございます。この議案について、別紙のとおり、須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、当該規則の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いします。第2条の欠席の届出において、第1項中の事項、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由として議会への欠席事由を整理したものです。

また、第2項で、出産において母性保護の観点から、産前産後の欠席期間を出産予定日の6週間、多胎妊娠の場合にあつては14週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてと規定するものです。

2ページに戻って、この附則で、この規則は公布の日から施行することとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については、全員協議会においても協議されておりますので、質疑を省略し、これより発議第3号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第3号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第3号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第18. 発議第4号

○議長（松山 力弥） 日程第18、発議第4号新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議を議題とします。提出者の説明を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 議案書の1ページをお願いします。

発議第4号新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議についてでございます。この議案について、別紙のとおり、須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として、新型コロナウイルス感染症の拡大により、県民の生命及び生活を守るため、日々惜しみなく健闘し、地域を支えている医療従事者をはじめ新型コロナウイルス対策に携わっている全ての皆様に対し敬意と感謝の意を表するため提案するものです。

2ページに決議の内容を示しており、結びに、新型コロナウイルス対策に携わっている全ての人々に対し、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく等、議会の意思表示をするものです。

詳細については全員協議会で確認しておりますので、割愛させていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については、全員協議会においても協議されておりますので、質疑を省略し、これより発議第4号について討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、発議第4号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第4号新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議は原案のとおり可決することに決定しました。ただいま可決されましたので、ここで私、議長より決議書を読み上げさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議

新型コロナウイルス感染症が世界中に猛威を振るう中、我が国では、令和2年4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初の緊急事態宣言が発令、解除後も都市部を中心に変異ウイルスの感染が拡大し、再度の緊急事態宣言が発令され、人々の生活や経済活動は大きく制約を受けている。

本県においても、県内各地で感染が報告され、県民生活はもとより、特に検査、医療、緊急搬送の現場はこれまでに経験したことのない危機に直面している。全国的には、医療従事者がいわれなき偏見や差別を受けているとの不本意な報道がある中、本県においても爆発的な感染拡大に至っていないのは、感染リスクにさらされながら、緊張が続く現場での医療従事者の方々の献身的な努力によるものである。

よって、本町議会は、医療従事者をはじめ新型コロナウイルス対策に関わっている全ての人々に対し、最大限の敬意と感謝の意を表するとともに、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく。

以上、決議する。

令和3年6月10日。須恵町議会。

---

#### 日程第19. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第19、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、総務建設産業委員会より森林経営計画及び治山事業、防災事業、消防訓練活動について、文教厚生委員会よりマイナンバーカードの普及促進について、以上、各委員会申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第20. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第20、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、6月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、11時40分より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和3年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時26分閉会

---

# 会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 1 2 番 田 原 重 美

署名議員 1 3 番 三 上 政 義